令和元年度第1回

小金井市緑地保全対策審議会会議録

令和元年度第1回小金井市緑地保全対策審議会会議録

- 1 開催日 令和元年8月27日(火)
- 2 時間 午前10時30分から午後0時18分まで
- 3 場 所 第一会議室
- 4 議 題 (1) 委員の委嘱(委嘱状交付)
 - (2) 案件諮問
 - (3) その他 緑の基本計画、次回審議会の日程について
- 5 出席者 (1) 委員

会 長 小木曽 裕

副会長 小山 美香

委 員 犀川 政稔

委 員 大澤 利之

委 員 菅原 彦一

委 員 矢向 潤

委 員 柏原 君枝

委 員 柳井 美紀

(2) 事務局

小金井市長 西岡 真一郎 環境部長 柿﨑 健一 環境政策課長 平野 純也 環境政策課緑と公園係長 小林 勢 環境政策課緑と公園係主任 江平 和之

環境政策課録と公園係主事 高橋 将来

令和元年度第1回小金井市緑地保全対策審議会会議録

環境部長

おはようございます。定刻になりましたので、令和元年度第1回小金 井市緑地保全対策審議会を開催したいと思います。私は小金井市環境部 長の柿﨑と申します。どうぞよろしくお願いいたします。本日は委員の 改選後初めての審議会となりますので、会長が互選されるまでの間、私 が議事進行を務めさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたしま す。

それでは最初に、事務局より本日の会の成立についてご報告いたしま す。

緑と公園係長 出席状況についてご報告いたします。事前に上中委員と串田委員から 欠席の連絡をいただいておりますので、本日は10名の委員のうち8名 の委員にご出席いただいております。従いまして、小金井市緑地保全及 び緑化推進条例施行規則第11条により半数以上の出席を得ております ので、審議会は成立していることをご報告いたします。

それでは、小金井市長より挨拶をお願いいたします。 環境部長

小金井市長

皆様、おはようございます。小金井市長の西岡真一郎でございます。 本日は令和元年度第1回小金井市緑地保全対策審議会に、大変お忙しい 中お集まりいただきまして誠にありがとうございます。心より御礼と感 謝を申し上げます。

今年は関東では梅雨が長く続きました。曇りや雨の日が多く、記録的 な日照不足にも陥りました。東京都心では6月27日から32日間連続 で降水があり、1954年の記録を超え、最長記録ともなりました。梅 雨明けも昨年より30日遅かったというのを聞いております。地球温暖 化による気候変動の影響によるものでしょうか、梅雨明けから気温が急 上昇し、今年も猛暑が続いております。都市部では地球温暖化の影響に 加え、ヒートアイランド現象も問題となっており、熱帯夜の日数も過去 40年間で2倍以上に増加しております。原因の1つとしましては緑地 や水面の減少、アスファルトやコンクリートに覆われた道路面積の増加 などが挙げられております。

このような状況の中ですが、小金井市においては平成30年度に緑地

保全対策審議会の皆様方のご協力のもと、公園等整備基本方針を策定いたしました。ご協力いただいた方々に感謝申し上げます。ありがとうございます。現在の公園緑地等の総量を維持しながら、小金井市民の皆様方の住みよさ、また定住につながる質の高い公園の整備を目指すべく、推進方策を進めているところでございます。

さらに今年度から2か年をかけまして、緑の基本計画を策定する予定 でございます。計画を策定するに当たり、緑地保全対策審議会の委員の 皆様におかれましては、小金井市の緑政事業に関する重要な事項を審議 する大変重要な審議会となりますので、何とぞご協力のほどよろしくお 願いいたします。

また、昨年に委員の改選を行い、新たな委員の皆様をお迎えして初めての審議会となります。継続して委員をお引き受けいただいた皆様、そして新たに就任していただいた皆様、ありがとうございます。ぜひ皆様方のご経験や専門的知見、さまざまな分野で活躍されてきたご経験といったことを踏まえまして、活発なご議論を行っていただきたいと願っております。

それでは、本日は皆様には保全緑地の指定(案)について、また緑の 基本計画改定に伴う基礎調査内容についてご審議いただき、ご意見をい ただければと思います。よろしくお願い申し上げます。

環境部長

ありがとうございました。続きまして、前委員の任期満了に伴い、平成31年4月1日付で新たにご就任いただきました委員の皆様に委嘱状を交付させていただきますので、お名前をお呼びいたします。菅原様から順に回っていきたいと思いますので、市長がその場に行きますので、その場で立っていただいて委嘱状を受け取っていただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

では、初めに菅原委員でございます。剪定ボランティアの代表として、 長年市立公園の維持管理にご協力を賜っております。緑化団体等からの 推薦によりご就任いただきました。1期目でございます。

菅原委員 よろしくお願いします。

小金井市長

委嘱状、菅原彦一様。小金井市緑地保全対策審議会委員を委嘱する。 期間、平成31年4月1日から平成33年3月31日まで。平成31年 4月1日、小金井市長、西岡真一郎。よろしくお願いいたします。 環境部長 続きまして、大澤委員です。農業委員会の会長職務代理を務めていた だいており、小金井市の農地の保全等にご尽力いただいております。緑 化団体等からの推薦によりご就任いただきました。1期目でございます。

小金井市長 委嘱状、大澤利之様。小金井市緑地保全対策審議会委員を委嘱する。 以下同文でございます。よろしくお願いいたします。

大澤委員ありがとうございます。よろしくお願いします。

環境部長 次は犀川委員でございます。国立大学法人東京学芸大学名誉教授で、 学識経験者としてご就任いただきました。平成26年度から緑地保全対 策審議会の会長を務められて、3期目でございます。

小金井市長 委嘱状、犀川政稔様。小金井市緑地保全対策審議会委員を委嘱する。 以下同文でございます。よろしくお願いいたします。

犀川委員 ありがとうございます。

環境部長 では、小木曽委員でございます。日本大学理工学部まちづくり工学科 教授で、学識経験者としてご就任いただいております。専門はまちづく り、都市計画、緑地計画でございます。1期目でございます。

小金井市長 委嘱状、小木曽裕様。小金井市緑地保全対策審議会委員を委嘱する。 以下同文でございます。よろしくお願いいたします。

小木曽委員 よろしくお願いいたします。

環境部長 続きまして、小山委員でございます。一般公募により選出されました。 昨年度は公園整備基本方針の策定にもご尽力をいただきました。 2 期目 でございます。

小金井市長 委嘱状、小山美香様。小金井市緑地保全対策審議会委員を委嘱する。 よろしくお願いいたします。

環境部長 続きまして、矢向委員です。一般公募により選出されました。昨年度 は公園整備基本方針の策定にもご尽力をいただきました。 3 期目でござ います。

小金井市長 委嘱状、矢向潤様。小金井市緑地保全対策審議会委員を委嘱する。よ るしくお願いいたします。

環境部長 続きまして、柏原委員でございます。同じく一般公募により選出されました。平成21年度から平成28年度までの3期、同委員に就任をいただいておりました。1期目でございます。

小金井市長 委嘱状、柏原君枝様。小金井市緑地保全対策審議会委員を委嘱する。

よろしくお願いいたします。

環境部長 続きまして、柳井委員でございます。同じく一般公募により選出されました。浴恩館公園の環境美化サポーターとしてご尽力をいただいております。 1 期目でございます。

小金井市長 委嘱状、柳井美紀様。小金井市緑地保全対策審議会委員を委嘱する。 以下同文でございます。小金井市長、西岡真一郎。よろしくお願いいた します。

環境部長 本日欠席されています上中委員につきましては、東京都多摩環境事務 所・自然環境課長で、学識経験者としてご就任いただきました。 1 期目 でございます。あと、串田様でございます。串田委員につきましては環 境市民会議に所属しており、また梶野公園サポーター会議花壇ボランテ ィアのリーダーとしても日々活動されております。緑化団体等からの推 薦によりご就任いただいております。 3 期目でございます。

以上10名が新たな緑地保全対策審議会の委員の皆様でございます。 よろしくお願いいたします。

続きまして事務局の紹介に移ります。改めまして私は環境部長の柿崎 でございます。よろしくお願いいたします。左から環境政策課長の平野 でございます。

環境政策課長 よろしくお願いします。

環境部長緑と公園係長の小林でございます。

緑と公園係長 よろしくお願いします。

環境部長 主任の江平でございます。

緑と公園係主任 よろしくお願いいたします。

環境部長それから主事の高橋となっております。

緑と公園係主事 よろしくお願いします。

環境部長どうぞよろしくお願いいたします。

続きまして、小金井市緑地保全及び緑化推進条例施行規則第11条第2項の規定によりまして、会長及び副会長の互選をお願いしたいと思います。初めに会長を選任していただいて、次に選任された会長より副会長の選任を行っていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

早速ではありますが、まず会長の互選をお願いいたします。どなたか

会長に立候補いただける方、あるいはご推薦いただける方はいらっしゃ いますでしょうか。

犀川委員 どなたからも推薦が出なかったので、私から意見を述べたいと思いますが、ここにおられる日本大学の小木曽先生が適任ではないかと思います。それは樹木医さんであり、樹木に造詣が深いということで。それから地球規模で活躍されていること、この2点が理由です。いかがでしょうか。

環境部長 それでは、犀川委員から意見というか、推薦という形だと思いますけれども、小木曽委員の推薦をいただきましたが、ご異議のある方はいらっしゃいますでしょうか。よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

環境部長 では、異議なしということで、小木曽委員に会長をお願いしたいと思 いますので、小木曽委員、いかがでしょうか。

> ありがとうございます。それでは、小木曽委員に会長をお願いしたい と思います。(拍手)

> それでは小木曽委員、申しわけありませんが、会長席にご移動いただきまして一言挨拶をお願いいたします。

小木曽会長 ただいま選任されました小木曽でございます。このような貴重な、緑を守るための審議会の会長としてしっかり役目を果たしたいと思います。 今までいろいろ緑について対応してきましたけれども、こちらの小金井 市でも緑の政策についてしっかりやりたいと思いますので、どうぞよろ しくお願いいたします。

環境部長 ありがとうございました。これで私の役目はすべて終了いたしました。 ここからは会長に議事の進行をお願いしたいと思いますので、それでは 会長、よろしくお願いいたします。

小木曽会長 それでは、続きまして副会長の互選に移りたいと思います。どなたか 立候補いただける方、あるいはご推薦いただける方はいらっしゃいます でしょうか。

犀川委員 また私から意見を申し上げますけれども、副会長は小山さんが適任ではないかと思います。環境市民会議の会長をされているし、前回この会議でも非常に適切な質問をされていましたので、小山委員が一番適任ではないかと思います。

小木曽会長 皆さん、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

小木曽会長 ご異議ないということですので、小山委員に副会長をお願いしたいと 思いますが、よろしいでしょうか。

(拍 手)

小木曽会長 ありがとうございます。それでは小山委員に副会長をお願いしたいと 思います。それでは副会長には副会長席にご移動いただき、一言ご挨拶 をお願いしたいと思います。

小山副会長 ただいま副会長に選任されました小山でございます。私は環境市民会議の会長をしておりまして、水のほうに深くかかわってまいりました。 水というのは緑とすごく関係しておりまして、水と緑を保全していくためには、小金井市の特徴を残していくということでもありますので、ぜひ皆さんと一緒に緑の基本計画についてもいい計画をつくっていけたらいいなと思っておりますので、よろしくお願いいたします。(拍手)

小木曽会長 それでは、ただいまから本日の案件であります令和元年度保全緑地の 指定(案)の諮問を受けることといたします。事務局の方、お願いしま す。

環境部長 それでは、令和元年度保全緑地の指定(案)について、小金井市長から諮問をいたします。

小金井市長 小金井市緑地保全対策審議会会長小木曽裕様。小金井市市長、西岡真 一郎。令和元年度保全緑地の指定(案)について諮問。

> 小金井市緑地保全及び緑化推進条例第14条第2項の規定に基づき、 令和元年度に指定申請のあった保全緑地の指定、並びに平成30年度中 に指定解除申請のあった保全緑地について貴審議会に意見を求めます。 よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

環境部長 ここで小金井市長につきましては、他の公務のために退席させていた だきます。

小金井市長 皆様、よろしくお願いいたします。

小木曽会長 それでは令和元年度保全緑地の指定(案)について事務局から説明を していただきます。

事務局 それでは、配付資料の確認をお願いいたします。お手元に資料1と資料2、資料3がございますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、説明に先立ちまして、本日パワーポイントの操作等で保全 緑地の調査をご担当いただきました小金井園の方にお手伝いをいただき ますので、よろしくお願いいたします。

それでは、諮問案件につきましてご審議いただいて、市長への答申を 賜りたいと思います。

それでは説明に移らせていただきます。小金井市緑地保全及び緑化推進条例において、所有者様の申請に基づき保全を図る緑地として、環境緑地、公共緑地、保存樹木、保存生け垣の指定をすることができると規定しておりまして、24ページにそれぞれの指定基準をまとめたものを参考資料としてお付けしておりますので、そちらをもとに種類別にご説明いたします。

環境緑地は現状のまま保存されることが確約される樹木の集団で、概ね500平方メートル以上の面積の土地でございます。公共緑地は公共の用に供されることが確約される土地で、概ね500平方メートル以上の面積の土地でございます。保存樹木は指定基準が高さ10メートル以上、地上1.5メートルの高さでの幹周りが1.5メートル以上のいずれかに該当する樹木、保存生け垣は道路に面した高さ1メートル以上、長さ10メートル以上の生け垣で、隣接する2件を合わせたものも指定可能としております。以上の4種類の保全緑地について、毎年4月から1か月間、指定申請を受け付けて調査しております。

まず、1ページをご覧ください。今回諮問していただく環境緑地、公 共緑地、保存樹木、保存生け垣をまとめたものでございます。

まず、指定する保全緑地につきましてご説明いたします。環境緑地につきましては更新 5 件 7 筆、6 , 1 5 0 . 2 8 平方メートルの申請となります。

次に公共緑地につきましては、更新 2 件 4 筆、 2 , 9 0 5 . 5 1 平方メートルの申請となります。 1 6 ページが環境緑地・公共緑地の更新位置図となります。

次に保存樹木につきましては、更新21件で348本、新規3件で5 3本、合計24件、401本の申請がございます。17ページが位置図 となります。

次に保存生け垣につきましては、更新29件、1,036.20メート

ルを指定するものでございます。なお、保存生け垣は奨励金の上限が5 0メートルとなっているため、申請延長と奨励金対象延長に差が生じて おります。18ページが位置図となります。

続きまして、解除する保全緑地につきましてご説明いたします。

保存樹木は10件、23本を解除いたします。保存生け垣は3件、1 31.50メートルを解除いたします。

次に2ページは、5か年分の総括表となっております。4月にいただいた申請を含めますと環境緑地が47,795.21平方メートル、公共緑地が40,620.16平方メートルです。なお今年度は、保存樹木及び保存生け垣については教育機関などに制度の周知活動を行い、中央大学附属中学校・高等学校様が保存樹木を20本、保存生け垣を144.5メートル、法政大学様がグラウンドを含め保存樹木を33本、保存生け垣を140メートルご申請いただきました。このため、保存樹木については現時点において879本の申請をいただきました。保存生け垣の申請が4,357.90メートル、奨励金対象延長が3,778メートルでございます。

続きまして、資料3ページをご覧ください。平成30年度の保全緑地解除案件についてです。解除する保全緑地として、先ほど説明しましたとおり保存樹木10件、23本、保存生け垣3件、131.5メートルとなっております。備考に解除理由を記載してございます。

次に、今年度の指定保全緑地について、スライドを使いながら少し詳しくご説明いたします。それではスライドのほう、よろしくお願いいたします。資料4ページもあわせてご覧ください。

まず、環境緑地ナンバー1です。緑町5-2464-8他2筆、合計 1,000.83平方メートル。ナンバー2ですね。こちら前原町3丁目 にございます2,664平方メートルの環境緑地です。次にナンバー3、 貫井南町2-388-1、886平方メートルです。ナンバー4、貫井 南町4-158-1、686平方メートルとなっています。次にナンバー5、緑町1-2323-7、913.45平方メートル。

次に公共緑地です。ナンバー1、貫井南町3-604-9、他1筆、合計732.01平方メートルです。次にナンバー2、貫井南町3-604-2、他1筆、合計2,173.5平方メートルです。

続きまして5ページ、保存樹木にまいります。今年度は件数が多いため、指定の基準を満たしていないもので、その他市長が認めるものとして指定させていただきたいものと、新規についてのみスライドでご説明いたします。

5ページをご覧ください。整理番号6-3、サワラ。樹高8メートル、 幹周り132センチ。

小山副会長 すみません、5ページのどれですか。

事務局 6-3ですね。前原町。

小山副会長 整理番号6の上から3つ目ですね。

緑と公園係長 はい。

犀川委員 ちょっと意見を言っていいですか。

小木曽会長 どうぞ。

犀川委員 なかなか出ませんけれども、多分説明したいところは、高さが足りないのにここに入っているのはという説明だけなんだろうと思うんですけれども、6-3を見るとサワラで幹周りが132センチメートル、これはクリアしているのですけれども、樹高が8メートルと、2メートル足りないですね。これを今スライドで出して、2メートル足りないけれどもこれでいいでしょうかという話なんじゃないのですか。それだけのことですから、何も写真を出さなくてもこの画面でいいのではないかと。

パワーポイントの調子が悪くて画面が出ないので、口頭でご説明いた します。資料5ページの6-3、サワラ、樹高が8メートル、幹周りが 132センチメートルとなっております。これは基準を満たしておりま せんが、神明宮の境内にある樹木であるため、一体の緑地帯とみなして 事務局としては承認したいと考えております。

続いて6ページになります。9-29、クスノキ、樹高8メートル、 幹周り94センチメートル。同じく9-35、イロハモミジ、樹高6メ ートル、幹周り84センチメートル。こちらも基準を満たしておりませ んが、稲穂神社の境内の樹木であるため、一体の緑地帯とみなして事務 局としては承認したいと考えております。

続きまして7ページに移ります。12-5、シラカシトウカエデ、樹高9メートル、幹周り148センチメートル。続いて16番、トウカエデ、樹高9メートル、幹周りが147センチメートル。

事務局

続いて8ページに移ります。54番のサワラ、樹高7メートル、幹周り92センチメートル。こちらも基準を満たしておりませんが、小金井神社の境内にある樹木であるため、一体の緑地帯とみなして事務局としては承認したいと考えております。

続きまして9ページに移ります。16-3、イチョウ、樹高8メートル、幹周り142センチメートル。16-4、イチョウ、樹高8メートル、幹周り137センチメートル。11番、ケヤキ、樹高8メートル、幹周り142センチメートル。15番、ケヤキ、樹高8メートル、幹周り107センチメートル。

続いて10ページに移ります。31番、イチョウ、樹高8メートル、 幹周り111センチメートル。35番、モチノキ、樹高8メートル、幹 周り89センチメートル。50番、サワラ、樹高8メートル、幹周り1 43センチメートル。こちらの樹木も基準を満たしておりませんが、貫 井神社の境内の樹木であるため、一体の緑地帯とみなして承認したいと 考えております。

続きまして12ページに移ります。18-4、シラカシ、樹高8メートル、幹周り143センチメートル。18-5、シラカシ、樹高8メートル、幹周り129センチメートル。こちらも更新案件で、申請者様が複数の保存樹木をお持ちで、保存生け垣も60メートルご申請いただいておりますので、一体の緑地帯として承認したいと考えております。

続きまして新規の案件です。12ページの下、中町2丁目24-16、 こちらは中央大学様からご申請いただいた案件です。本数が多いので数 本のみご紹介いたします。

22-1、クスノキ、樹高11メートル、幹周り190センチメートル。22-2、クスノキ、樹高12メートル、幹周り167センチメートル。22-3、クスノキ、樹高11メートル、幹周り139センチメートルです。中央大学様は合計20本の申請となっております。

続きまして13ページに移ります。13ページ、梶野町3-7-2、 法政大学様の指定案件でございます。法政大学様は梶野町のキャンパス のほか、緑町3丁目11-15にあるグラウンドのほうでもご申請をい ただきました。23-1、ソメイヨシノ、樹高9メートル、幹周9194センチメートル。23-2、ソメイヨシノ、樹高10メートル、幹周 り170センチメートル。続いてグラウンドになります。24-1、ソメイヨシノ、樹高8メートル、幹周り282センチメートル。24-2、ソメイヨシノ、樹高8メートル、幹周り256センチメートルとなっております。新規の保存樹木の説明は以上でございます。ありがとうございました。

事務局 会長、すみません、発言よろしいでしょうか。

でございました。

小木曽会長 どうぞ。

環境政策課長 ここまでの不手際、大変申しわけございません。改めまして、初めての方もいらっしゃると思いますので制度ついてお話しいたしますと、今回市長から諮問いたしましたのは、環境緑地、公共緑地、保存樹木、保存生け垣等の承認についてでございまして、小金井市として緑地を保全していく中でこういったものを承認したいという諮問をしております。そこで更新、今まで既にそういった状態にあるものを更新するものですとか新たに追加するもの、こういったものを本日皆さんにご説明して、その中でも今担当が申し上げたのは、保存樹木等に認めるためには一定の基準があるわけですが、そちらを満たしていないもの等につきましていろいろと、事務局としてはこういう理由で保存樹木としたいんだというお話をする中で、皆さんにご協議いただいて、ご承認いただければこちらを保存樹木としていくとか、そういったことをやりたいというのが趣旨でございます。基準を満たしていないものについて写真などを、スライドでご覧いただいて、こういったものであれば保存樹木にしてもいいのではないかとか、そういったことをご協議いただきたいという趣旨

説明をしていく中で、「整理番号何番何番」とか、大分早い口調で申し上げたんですが、右側から整理番号と番号というのがありまして、そこをずっと説明していく中で、備考の中で「施行規則第2条第1項他」とか書いてあるものが、いわゆる基準を満たしていないものでございましたので、そこについて一定説明をいたしました。また一体である緑なので、これは基準を満たしていないけれども入れたいというのは、ほかに、周りにたくさん保存樹木があって、その中の1本で若干基準を満たしていないけれども、ほぼそれと同等のものであろうということで、これも保存樹木として認めたいということで提案しているとご理解いただ

ければと思います。

最初に説明を差し上げればよかったのですが、いきなり説明に入らせていただいて、皆さん最初、画像も出ないのでわからなかったかもしれないんですが、そういったことであるということで今させていただいた説明をご理解いただければと思います。申しわけございませんでした。

小木曽会長 今補足の説明もございましたが、ぜひ見たかったなと思いますが、皆様、審議会ですので、外のものがどういう状況かというのは見たいのは 間違いないと思うので、今後はぜひ、お願いします。

私の方からすると、資料1の一番後ろに保存緑地の基準及び奨励金等についての参考資料1というのがついていまして、3段目に保存樹木があって、「地上1.5メートル以上の高さにおける幹周りが1.5メートル以上または高さが10メートル以上」ということで、どちらかを満たしていれば指定できるのだと思うのですね。今説明があったように基準外のものが備考欄に書いてあって、どちらか満たされていればいいんですけれども、両方満たしていないということですので、一連の一体的な樹木のエリアなので承認したいというご説明だったと思います。

犀川委員 ちょっと今のは違います。見ると、両方を満たしていないというのではなくて、片方を満たしていないのが多いのではないかと思います。例えば12ページの18のシラカシがありますね。18-4、18-5。シラカシ。これは幹周りは143センチメートルでいいんですけれども、あ、幹周りが足らないのかな。

事務局 どちらも足りないと。

犀川委員 どちらも足りないんだ。

小木曽会長どちらかを満たしていれば。

犀川委員 1.5メートルだから満たしていないんですね。失礼しました。勘違 いしました。

小木曽会長 今の12ページの18-4、シラカシ。143センチメートルですからあと7センチメートル。

犀川委員 7センチメートル足りないんだ。

小木曽会長 あと新規は12ページの、これは中央大学からで、これについては基準を満たしているということですね。それで指定をしたいと。

犀川委員 あと1つ意見ですが、これは前から何回か言っているんですけれども、

サクラの場合だったらソメイヨシノとかヤマザクラとかいうのは名前なんですね。サクラだけというのはないわけです。サワラというのがここにあって、サワラとサクラと間違いやすいし、やはりサクラの場合、花の咲く時期にヤマザクラなのかソメイヨシノなのか、今はやりのカワヅザクラなのか、ちゃんとした名前にしたほうがいいんじゃないかと思うんです。

何年か前ですけれども、こちらで貫井神社にオガタマノキというのがあったんですね。市民でそういうのを見ている人がいるらしくて、貫井神社のオガタマノキを見に行ったら違うじゃないかという意見で、私はすぐに帰りに貫井神社に寄ったら、それはモチノキだったんですね。モチノキかクロガネモチかな。この一覧表を市民の人が見られるんですよね。何か苦情が来たら、間違えているじゃないかという話になる。市民の人は見ることはないんですか。

緑と公園係長 事務局です。こちらの一覧につきましては住所と名前が載っているものなので、公開している資料ではございません。

犀川委員 じゃああれかな、その場所に行って、オガタマノキという間違えたラベルが張ってあったので、おかしいと言ったんでしょうかね。私がここへ来て、その当時森係長だったんですけれども、見に行ったら違っていたよと言ったら、ちょうど同じ苦情が来ていますと言ったんですね。張ってあるものが違っていたんですね。そういったこともありますから、サクラというのはよくないと思うんですね。やはり3月が終わるころーつ一つ回って花を見ればわかりますから、毛が入っていたらソメイヨシノ、毛がなかったらヤマザクラとかあるいは別の桜かわかるわけですからね。小金井はサクラの町ですからね。そう思います。これは何度か直したほうがいいんじゃないかと言っていたんですが、皆さんどうでしょうか。

事務局 犀川委員からお話がありましたが、サクラを特定するのは難しいところがありますけれども、他の方のご意見も伺いたいと思います。事務局も、申請のあったときにその樹種の特定がきちんとできるか、結構難しいところがありますけれども、皆さんいかがでしょうか。

犀川委員 ここは小金井市ですから、コガネイザクラとかあるんですね。サクラ だけでもきっちりやったほうがいいでしょう。

緑と公園係長 事務局です。委託業者に調査委託をして、樹種については記載しているところなんですけれども、サクラは数多く見られますので、これにつきましては今後調査の中で正しい表記に更新してまいりたいと考えていますので、よろしくお願いいたします。

小木曽会長 大丈夫ですか。ぜひそうなるとすばらしい表記になると思います。例 えば「サクラ (何々)」とかいう書き方があるかもしれません。本当に 花が咲かないとわからないですね。咲いてもわからない。

犀川委員 花を見ればわかるんだけれども。

小木曽会長 できる範囲は実態に合うように対応していただくということでよろし いでしょうか。

あとは今のお話ですが、皆さん、いかがでしょうか。ポイントは、基準に満たないものを今回更新させるということは、従来からそうだったものが改めて更新されているということですか。

緑と公園係長 事務局です。今回基準に満たないものにつきましては新規のものはございませんで、5年前にも承認していただいている樹木でございます。 今回改めて5年経過しましたので、更新という形で承認をお願いしたいと考えております。

小木曽会長 そういうことなんですね。

緑と公園係長 はい。

小木曽会長 前回、5年前も通っていて、今回ちょっと大きくなったけれどもまだ満たなくて、改めて更新とさせてくださいという説明だとわかりやすいかもしれませんね。ちゃんと管理もされているので、切らずにちゃんとそれが保存されているという実態もあるのでということですね。皆さんどうですか。よろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

小木曽会長 これにつきましては皆さんご意見ないということなので、ご提案どお り確定したということにしたいと思います。

> それでは決定ということで、次に市長への諮問の方法については、 諮問の方法についてのお伺いの中で、答申の方法については従前より会 長・副会長にご一任をいただき会長が代表して答申を行っておりますが、 ご異議がなければ答申の方法を会長・副会長にご一任いただいてよろし いでしょうかということですが。

小山副会長 15ページの説明が無かったと思うのですが。

小木曽会長 今副会長から15ページの説明がないのでということですが、これは 特に変わりない方針なので説明がなかったということでよろしいですか。

事務局 すみません、保存生け垣につきましては漏れてしまいましたので、追 加で説明させていただきたいと思います。

今年度、保存生け垣の更新と新規を合わせた申請が29件ございました。そのうち26件が更新となっております。新規の案件についてのみご説明いたします。

27番のパークホームズ武蔵小金井フォレストフィールド管理組合さんからご申請をいただきました。こちらは申請延長が45メートルでしたが、実際の指定延長は46メートルとさせていただきます。

続きまして、28番の中央大学附属中学校・高等学校様から144. 5メートルの申請をいただきました。実際に調査いたしましたところ指 定延長は146メートルとさせていただきます。

続きまして29番、法政大学様。こちらは140メートルという申請をいただきましたが、実際の指定延長は220メートルとさせていただいております。以上3件が新規の生け垣の申請となっております。以上でございます。

小木曽会長 ただいまの保存生け垣について何かご質問はございますか。

犀川委員 私ばかりで申しわけありませんが、この一覧表を今見たら11-11 のイタビカズラってありますね。更新。イタビカズラというのは、オオイタビとかツタみたいに石の上にはって生えるものなんです。ですからこれは必ずブロック塀か何かがあって、その上にイタビカズラがびっちり生えて緑になっている。ああいうものも生け垣というんでしょうか。私はわからないので皆さんに質問しているんですけれども。

小木曽会長 形状を含めて指定されているようですが、その辺どうですか。事務局 のほうで。

大澤委員 確かに今おっしゃるとおり、イタビカズラははって伸びますから、自立して、想像ですが、四つ目垣みたいなところに、かなりメッシュ状の 細かいものならば可能性があるんですけれども。

菅原委員 もしこれを入れるとすると、普通のツタとかいったものも当然入って くるわけです。 小木曽会長これはいつぐらいに申請があったんですか。

犀川委員 これは多分私が会長をやっているときに申請があったと思います。私 の責任だと思うんです。テイカカズラみたいなものだと、網に絡まって いるんですね。道路の脇のフェンスに。

小木曽会長きれいに生えれば美しいんでしょうね。

犀川委員 ツタも生えている。

環境政策課長 ブロック塀にツタがみっちりと生えているような状態のもので、生け 垣に類するものという扱いで承認しているのであろうと。

小山副会長 意見あります。ブロック塀にくっついていて高さが 1.7メートルだと、子どもより大きくて地震のときとか危ないんじゃないかなと。見た目は緑だけれどもそれによって被害が起きることもあるので、これを保存生け垣にするのは少し心配だなと今写真を見て思いました。ブロック塀というのがすごく気になります。

大澤委員 これは審査する委員会ですから、今回話をしてもいいと思うんですね。

小木曽会長 ブロック塀に鉄筋が入っていて安全なものならばオーケーすると。

大澤委員 鉄筋が入っていなくて倒れたら。確認できれば。

菅原委員 今まで許可してきたのが間違いだった。

犀川委員 ブロック塀そのものが対象外ですよ。行政においては撤去してますから ね。小学校の横のブロック塀が倒れたりしたでしょう。小金井市の自然 生け垣が倒れて子どもが死んだなんてことになったら目も当てられない。

緑と公園係長 基本的な考え方をご説明しますと、ブロック塀に関しましては原則的 に40センチメートルまで認めておりまして。

小山副会長 高さが?

緑と公園係長 はい。その上に生け垣を設置する、土留め機能だけのブロック塀は認めています。5年前に承認されている案件ではあるんですけれども、基本的にはブロック塀は40センチメートルで、その上に生け垣が植わっているというのが基準としては認めているもの、承認いただいているものの考え方でございまして、ブロック塀にはわせてツタ状に、生け垣のような形であるものについては基本的には、前回どういう形で承認されたのか、手持ち資料がないのでわからないんですけれども、原則的には対象にはならないだろうという考えです。

小木曽会長 事務局としては規定に満たないので、これは更新させられないという

ご意見と考えていいですか。それとも先ほどのように規定に満たない樹木の大きさについて、一体的なものなので承認されましたよね。保存樹木。それも範疇で。

犀川委員 一緒にしたらだめなんです。大体これは生け垣になっていないものが 認められているんですから。前の委員会で私がやっていたんですが。

大澤委員 諮問機関だから、だめって言えばいい。あまり深く考えないで。

菅原委員 前回よかったからって、そのまますることはない。

小木曽会長 この更新はご本人から更新したいという申請があるんですか。自動更 新なんですか。

緑と公園係長 事務局です。更新の際は必ず所有者の方から申請書をいただいて、審 議会にお諮りするものです。

小木曽会長 じゃあ、それについて、審議会の中でこういうことで今回更新できませんでしたということは伝えられるということですか。

緑と公園係長 5年前もご承認いただいているので、事務局としても所有者の方に対してちゃんとした説明はしなければいけないと考えております。前回承認いただいて今回承認いただけないというのは説明しづらい部分はありますけれども、原則としてブロック塀は40センチメートルまでしか認めていないというのが制度の考え方です。

小木曽会長 というご説明ですが。40センチメートルというのはどこの規定に書いてあるんですか。

柏原委員 すみません、そのブロック塀のことですけれども、基礎として40センチメートルという意味ですよね。

事務局 そうですね。

柏原委員 だから2段ぐらい。そのブロック塀に、例えば控え壁があるとか、4 0センチメートルだったら控え壁がなくてもいいのかもしれないのですが、一応鉄筋が入っているとか、それはその当時はあまり気にしていなかったのかもしれませんけれども、どうなんですかね。そこら辺はわかるんですか。例えば垣根の、基礎の40センチメートルまでと規制してしまうとなると、そこにフェンスがあってその外側に垣根があるというお家も結構ありますよね。垣根自体も純粋の竹で組んだ垣根となるのは結構厳しいですよね。純粋というか、昔ながらの垣根というふうにね。そこら辺のところはやはり我々みんなも認識していたほうがいいんじゃ ないですかね。何も基礎をつくらない生け垣というのもありますけれど も、ある程度基礎もつくってフェンスにして、それで垣根というのも結 構ありますよね。

犀川委員 その場合は基礎が 4 0 センチメートルまでなんです。そこから上に生 け垣を造る。

柏原委員 そうそう。

小木曽会長 40センチメートルの基礎の上に生け垣がある、土留めがあって生け 垣がありますと。要するに基礎が50センチメートルのところもあるか もしれないですね。そこまでこれがちゃんとチェックされているかどう かというのがあって、その40センチメートルという数字がどこで規定 されているのか、結構シビアな数字なのでね。ご本人は40センチメートルという時に、この状態は規定に満たないと言われるとなかなか今度 は話ができない。

管原委員 簡単に生け垣じゃない。すみません、委員会が間違えていましたでい いんじゃないですか。生け垣じゃないんですものね。

柏原委員 そうですね。

小木曽会長 そっちのほうがいいんじゃないですか。

環境政策課長 今手元の資料を見ましたが、平成26年、5年前を見たんですが、そのときも更新となっていますので、大分前からこれはこういう状態だったんだろうなと。小金井市のそもそもの緑を保全する、緑を増やす、生け垣を奨励したいという考え方からおそらく、いつからかはこの手元の資料ではわからないんですけれども、本来の基準は満たしていないけれども、それに類するものとして今まで認めていたという経過があったんだと思います。本日こういったご意見をいただいて、また昨年、一昨年でしたか、大阪北部地震があって、ブロック塀の危険性が認識されている中で、新たな更新の時期を迎えたときに、やはりこれは本来ブロック塀だから該当しないであろうという意見が緑地保全対策審議会の中であるのであれば、今回承認できませんということは一定の説明はつくのかなと思います。これまでは緑の保全という位置づけで承認させていただきましたが、そこは適正に判断させていただきますということであれば説明がつかない話ではないかなとは個人的には思いますので、皆様いかがでしょうか。

犀川委員 今まではスライドがちゃんと動いていまして、こういうものはきれいな生け垣だと通っていたんですけれども、今回はこうやってスライドが動かなくて、一覧表を見るとイタビカズラだから、あれなんて思ったんですね。だからスライドだったら今回もこれはすっと通っていたんですね。絶対そうです。

小木曽会長 1つ基準の中で確認したいんですが、第2条の指定基準の中に、最後には2項で、「前項の規定にかかわる市長が特に必要と認めた基準によらず保全して指定することができる」とあって、そうすると先ほどみたいな基準に満たないものも審議会で保存樹木に決定しましたけれども、同様にこれは非常に環境的にほかにはないものだみたいなことで判断することはできるんでしょうか。

環境政策課長 おそらく今までもそういった事で、奨励金を出してきたと思われます。 条件を満たしていないものに奨励金が出るというのは特別な理由がございますので、今回もこの審議会の中でこれは特別に承認すべきというお話があれば、市長が特別に認めたものという扱いで継続することも可能です。その辺でどういう判断をされるかという部分だと思います。

大澤委員 ちょっと質問いいですか。この規定はブロックなんですか。それとも コンクリートか、わからない。ブロック塀。わかりました。ありがとう ございます。あとそれで、中身はわからないんですよね。鉄筋が入って いるかそういうのはわからないんですよね。

環境政策課長 今、建築基準法だったか忘れましたけれども、ブロック塀はもともと、 一定の長さがあるものに関しては控え壁を一定間隔で入れなければいけないというのがあって、公共施設なんかもそれを満たしていないものについては昨年手を入れて、うちで言うと上の原公園なんかもそういったものがありましたので全部つくりかえた経過がございます。民間のブロック塀に関しましてはまだそういった部分で細かくは決まってはいませんけれども、例えば市としてそういうものを補助していくんだという話が今後あれば、当然控え壁を入れていないものに関して、たとえ緑で覆われているからそれでいいのかという部分は考え方としてはあるかと思います。

犀川委員 そうですね。

大澤委員 賛成反対で決をとったらいいんじゃないですか。

小木曽会長 では、ブロック塀にイタビカズラのついたものを生け垣として、更新 させてもいいのではないかという人は挙手をお願いします。

柳井委員いいと思います。

小木曽会長 では、これは今回更新しないほうがいいのではないかという人。では 多数決で更新しないとさせていただきます。

小山副会長 これについてはぜひ、震災のことでブロック塀は危ないという話もありますので、小金井市では生け垣を造成するときにも補助金を出していますよね。そういうものもあるので、できれば緑を保全するという意味で、そちらの活用もぜひ考えていただけるようなことも伝えていただけるといいかなと思います。本物の生け垣にできるように増えればいいと思いますので。ちょっと意見だけ。

小木曽会長 第1回のときからもしかしたらあったのかもしれませんね。

環境政策課長 そうですね。例えばこれは控え壁があったりですとか、今後控え壁を つける予定があった場合、この緑はせっかくなので残したいんだという ご意向があった場合、また承認するかどうかという部分はいかがでしょ うかね。最初から、こちらから約束してそうだと言うこともなかなか難 しいと思うんですけれども。実際にもしこれに控え壁があったりとか、 今後生け垣を造りますとなった時にも、でもつくりかえたほうがいいで すよという話を差し上げるかどうかという。

小木曽会長
それはまた次回の審議会にかけることは。

環境政策課長 そうですね。来年度にも。

小木曽会長 その間、いわゆる更新保留みたいな形で所有者の方がご了解いただけ れば。

環境政策課長 一旦ここでの更新はストップするけれども、控え壁等が確認できたり すればまた来年から5年間みたいな形で。

大澤委員というか、審議会にもう一度をかけさせていただいて。

小木曽会長 そうですね。控え壁があればというのと、その構造自体が本当に安全なのかというのは結構微妙なところが民間のものはあると思うんですよね。この控え壁がないというところだけで議論していくのはちょっと難しい場合があるかもしれません。安全上の確保は結構難しい話だと思うんです。だから、先ほどお話しされたように、公共のところは先日の地震で全部ブロック塀をチェックして手を入れられていると思いますけれ

ども、民間はまだまだ進んでいないところがあると思います。ですからそういう意味ではブロック塀をどうするかという議論は微妙な話がたくさんあると思うんです。ご本人にそういうことを、可能性を持ってもらうと、控え壁をつけたので大丈夫ですねというところで許可されてほんとうにいいのかというのは難しいところがありますからね。ですから市でも鉄筋が入っているかどうか調べられますよね。そういうものも調べてやるということまでして、これなら大丈夫かなというところを確認して許可をする可能性はあるかもしれないという話をしておくといいのではないですかね。

犀川委員 私はそれは反対ですね。やはり生け垣ではないのでね。保存生け垣と言っているからには生け垣を保存しなければいけないと思います。これをもし入れるんだったら、さっきも言ったけれども、ツタがそうですからね。ツタとかイタビカズラとかオオイタビとかも生け垣の中に入るので申請してくださいと最初の文書にでも書いておけばいいんですけれども、内側のブロックに鉄筋があろうがあるまいが、現時点では生け垣ではないのでね。これは生け垣ではないのでだめだった、しようがないかなと。

小木曽会長 そういうご意見もございますので、例えばこれがフェンスのところに ツタが絡まったものが指定されることになれば、イタビカズラのブロック塀も安全が確保できればということで、緑が壁状に。

犀川委員 フェンスは生け垣になります。

小木曽会長 いやいや、それもどうでしょうか。フェンスのところにツタが絡まっているのが生け垣として指定されますか。

緑と公園係長 現制度の中ではそういったものは生け垣の対象にはならない。

小木曽会長 ならないですね。ですから、それと同じような状況だと思うので、今回はブロック塀にツタがあるものは指定されないとはっきりしたほうが 明確かもしれません。

大澤委員 今後基準を変えるようなことになれば、私もそういう緑を増やすため にフェンスにツタを絡ませる、そういうやり方があっていいと思うんで すね。そういうものも基準の中に入っていけばいいと思うんですけれど も、今回そこまでは基準を変えるということはないと思う。

緑と公園係長 生け垣造成の制度についても活用されていない、申請件数が少ないと

いう実態がございますので、今後ツタを認めていくのかといったところに関しても検討をさせていただいて、緑を増やすメニューを、より良い方策がないかと検討している段階でもございます。またそちらがまとまりましたらこちらの審議会にお諮りして、ご審議いただければと思いますので、またご協力をよろしくお願いいたします。

小木曽会長 そういうことで、結論としてはブロック塀にイタビカズラがくっつい ている形は生け垣ではないということで、今回は更新しないということ でご説明するということでよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

小木曽会長では、この件につきまして終了したいと思います。

小山副会長 いいですか。新しく申請のあった法政大学ですが、140メートルの申請があったのが指定延長が220メートル、かなり長くなっているんですけれども、それは申請したところよりもつなげてやるので、全部指定できるというようなことなんでしょうか。

犀川委員 普通は数字が逆だよな。

小山副会長 ですよね。ここは認められませんとかいうのはあるんですけれども、 こっちも認められますよというのはおかしいと思って。

犀川委員 間違えたんじゃないかな。

緑と公園係長 事務局です。法政大学からご申請をいただいたときには140メート ルで申請をいただいているところなんですけれども、現場でしっかり委 託業者が入って測ったところ220メートルあったということで、実態 に即した形で今回は承認をいただきたいと考えております。

小木曽会長 100メートル以上の測量って、巻尺でやられているとは思いますけれども、確かに誤差はあるところで、素人の方がやられるとあるのかもしれません。間違いなく220メートルあるということでしたらいいんじゃないかと思いますが、いかがでしょうか。生け垣の解除はなかったんでしょうか。

緑と公園係長 3ページに解除を載せておりまして、3件ございました。

小木曽会長 維持困難と書いていますけれども、こういうものも残念ながら。この 辺の平成30年度保全緑地解除届け出一覧表も含めて皆さんの意見を伺 いたいと思います。

小山副会長 すみません、余計なお世話かもしれないんですけれども、この保存生

け垣の指定解除が、維持困難で解除にしてしまった場合、その後どうなるのかなというのがすごく心配なのですが、そういうことについてまでは市では聞きはしないんですか。

緑と公園係長 事務局です。こちらも申請書を出していただく形になるんですけれど も、申請を受けて、その後何か市で働きかけといったところは特にして いませんので、本来生け垣として保存していただきたいところではある んですけれども、所有者の意向ということで、申請を受けて解除してい る状況です。

小山副会長生け垣がどうなってしまうかはわからない。

緑と公園係長 はい。その後経過を確認していませんので。

小木曽会長 可能ならば、どういう困難か聞いていただいて、維持管理の方法をア ドバイスしていただけないでしょうか。そういうことで維持をしている ところもかなりあるようです。

犀川委員 ただ、これは申請された時点でもうないんじゃないですか。3月です からね。

環境政策課長 その可能性はあります。

緑と公園係長 解除の申請があった時点の状況を確認できていないので撤去されている可能性も非常に高いかと思います。

小木曽会長 なかなか難しいですね。そこのフォローのシステムも重要かもしれませんね。保存したいときのアドバイスを市でできるか。

大分ご議論をいただきました。ありがとうございました。これでこの 資料1ですが、皆さん、見ていただいてどうでしょうか。

では、この内容で指定するということでよろしいでしょうか。決定したいと思います。

先ほど途中でお話しさせてもらいましたが、決定しました。

次に、市長への答申の方法についてお伺いしたいと思いますが、答申 の方法については従前より会長・副会長にご一任いただくということで、 会長が代表して答申を行うことになりますが、ご異議がないようでした ら答申の方法を会長・副会長にご一任いただいてよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

小木曽会長 ありがとうございます。それではご異議がないようですので、答申の 方法は会長・副会長にご一任いただきたいと思います。ありがとうござ います。それでは保全緑地指定(案)についての審議をこれで終了したいと思います。

続きまして、諮問案でございます。事務局から緑の基本計画について 説明をしていただきたいと思います。よろしくお願いします。

緑と公園係長 諮問案件ではないんですけれども、緑の基本計画の説明をさせていた だきます。よろしくお願いします。

事務局 それでは、本年度より2か年をかけて策定します緑の基本計画についてご説明いたします。お手元の資料2をご覧ください。

まず策定の趣旨でございますが、緑の基本計画は都市緑地法に基づき 緑地の保全や緑化の推進に関して、その将来像、目標及び施策などを定 めるみどりに関する総合的な計画でございます。現計画は平成22年度 に策定しておりまして、10年後の令和2年度を目標年次としておりま す。新たに令和12年度を目標年次とする計画の策定を本年度より進め てまいります。

緑の基本計画の根拠となる都市緑地法は、平成29年5月に一部を改正する法律が公布され、「都市公園の管理方針」、「農地を緑地として取り込む政策」などの項目を追加した計画を策定する必要があり、また社会情勢は現計画を策定した当初から大きく変化しております。社会情勢の変化に的確に対応しつつ、効率的・効果的なみどりの保全・創出・活用を推進する観点から緑を取り巻く現状と課題を見直し、計画の推進と体制づくりを再検討して、新たに計画を策定してまいります。

次に計画期間ですが、令和12年度を目標年次とした、令和3年度から10年間といたします。

次に基本計画の検討の進め方でございますが、今年度は現況の把握と 課題の整理を行います。現況を把握するため、現計画に記載されている 施策の実施状況や目標の達成状況等について取りまとめ、検証・評価い たします。また国・都・周辺自治体の政策動向を把握・整理するととも に、第5次長期総合計画をはじめとする市の上位計画・関連計画の考え 方を整理いたします。みどりの基礎調査では、平成21年度に実施した 基礎調査時との比較を行うため、東京都のみどり率調査結果や航空写真 をもとに、緑被状況図や樹林地分布図等の市内の緑被状況を把握できる 資料を作成いたします。また市内の主要な道路沿道の公共施設や街路樹 等、合計30地点の緑視率を調査いたします。後ほど詳しく説明いたしますが、市民アンケートも実施し、市民の緑に対する意識・意向について実態把握をして、施策の方向性の検討等を行います。基礎調査等から見えてきた課題の整理を行った上で基本方針の検討を行います。

計画の検討を進める上で、緑地保全対策審議会、計画策定委員会、計画推進本部、市民ワークショップ、及び中学生などを対象とした意見交換会等でいただいたご意見を踏まえ、計画の策定を進めてまいります。 来年度は具体的な施策の検討を行った上で素案を作成し、パブリックコメントを実施の上、計画を策定いたします。

次に策定体制と審議内容についてご説明いたします。資料2の2ページをご覧ください。

まず、緑地保全対策審議会では、本年度2回の開催を予定しております。本日が第1回目としまして、計画策定の進め方と、これから説明します市民アンケートについてご意見をいただきます。来年2月ごろを予定しております第2回目では、みどりの基礎調査の結果報告や基本方針の検討を行いたいと考えております。来年度は3回を予定しておりまして、骨子案、素案、計画案についてご意見をいただきたいと考えております。

次に基本計画策定委員会についてご説明いたします。メンバーは学識経験者、緑化団体に属する者、及び公募市民、合計10名で審議していただきます。なお緑地保全対策審議会の委員の方も、3名程度を計画策定委員会の委員としてご出席をお願いしたいと考えております。現在委員会の規定整備を行っておりますので、規定が整い次第、個別に打診をさせていただきたいと考えておりますので、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

なお、市民公募につきましては、今年の11月1日より市報及びホームページにて周知の上、募集を始めてまいります。

次に基本計画推進本部につきましては、環境部長をはじめ関係各課の 課長で構成する会議でありまして、来年度3回の開催を予定しておりま す。

次に、計画策定支援委託をお願いする事業者は株式会社プレック研究 所でございます。基礎調査におけるデータ整理や、会議における資料作 成、会議運営等をお願いしてまいります。本日は米塚さん、宮脇さん、 橋本さんの3名の方にお越しいただいております。

次に策定スケジュールにつきましてご説明いたします。資料2の3ページをご覧ください。

今年度は現計画の評価・検証を10月までに行います。政策動向等の 把握を8月末までに行います。みどりの基礎調査及び市民アンケートの 取りまとめを12月末までに行います。以上、現状把握や課題等の各種 分析を1月末までに行い、2月末までに調査報告書を作成してまいりま す。調査結果を踏まえ基本方針の検討を行い、今年度2回目の緑地保全 対策審議会でも調査結果の報告をさせていただきます。

来年度は、計画策定委員会及び計画推進本部で基本方針を定め、基本 方針を踏まえた緑化施策の検討、都市公園の整備・管理方針の検討、生 産緑地保全の検討及び緑化政策に関する規定の改正検討を、計画策定委 員会、計画推進本部のご意見を反映させ、定めてまいります。また6月 に市民ワークショップ、8月に中学生等の学生の意見交換会を実施し、 施策を具体的に検討してまいります。

次に市民アンケート調査についてご説明いたします。資料3をご覧ください。

まず、目的ですが、市民の緑に対する意識や意向を把握し、市民の意向を捉えた計画を策定いたします。

次に対象者ですが、無作為抽出により、18歳以上の外国人80人を 含む市民3,000人を対象に実施いたします。

次に実施方法ですが、配付及び回収ともに郵便にて実施いたします。 Webにより回答できるよう検討し、回答率を上げる工夫も行います。 実施時期は11月ごろアンケート調査票を配付することを予定しております。回答期間は2週間程度を予定しております。

その他事項といたしまして、調査票について外国人向けに英語、中国 語及び韓国語に対応した調査表を作成いたします。

最後に、主な質問内容につきましては回答者の属性、本市のみどりの特徴に関する質問事項、市民が緑とどのように関わっているのか、公園をどの程度、どのように利用されているか、緑の施策に関する認知度や満足度についての質問事項を概ね15問程度予定しております。

以上で緑の基本計画策定のご説明を終わります。

小木曽会長 ありがとうございます。それでは質問等がございましたらお願いいた します。先ほど私、言い忘れましたが、挙手していただきまして、お名 前等をおっしゃっていただいてからご発言いただきたいと思います。議 事録を書く際に誰がしゃべったかわからなくなってしまう。先ほどは失 礼しました。よろしくお願いいたします。

大澤委員 大澤利之です。令和2年度のところで生産緑地内の緑地の保全に対す る意向の検討というのはどんなことを検討するんでしょうか。

小木曽会長では事務局、お願いいたします。

緑と公園係長 事務局です。生産緑地については今まで宅地化すべきという扱いとなっていましたが、平成29年に法改正がありまして、生産緑地は都市にあるべきものという認識に変わりました。生産緑地も今後保全していくものとして、市としてもどういう形の施策をしていくべきかと、いうものを緑の基本計画の中でも検討して、盛り込んでいくということを考えております。

大澤委員では基本的に残したいという方向で。

緑と公園係長 そうですね。都市にあるべきものということで、残していくにはどう したらいいのかということを施策としてまとめていくことを考えており ます。

大澤委員はい、わかりました。ありがとうございます。

小木曽会長 ほかにございますか。

矢向委員 矢向です。我々の審議会では緑地の保全ということなので、街路樹は担当外ということはコンセンサスが得られていると思うんですけれども、アンケートで市民の緑に対する意識。緑という言葉だけですと、私なんかも前そうだったんですけれども、街路樹について結構いろいろな意見が出てきてしまうことも想定されるのかなと。そういった場合、これは担当部署が違うんですね。その辺の、こういったアンケートをしたときに管轄外のところの意見が結構出てくることが想定されるとすれば、それも広い意味では市の景観で緑のということになるので、関係部署との連携を、あらかじめ準備しておき、そういった意見が出たらその意見は担当部署に伝えて、担当部署に対応していただく仕組みがあれば良いと思います。

緑と公園係長 事務局です。資料2の2ページに策定体制の構成とありまして、緑の 基本計画推進本部というものがございます。こちらには街路樹を担当す る道路管理課長もメンバーに入っております。現計画でも街路樹につい ては緑のネットワークを構成する必要な緑ということで位置づけており ますので、策定する計画の中でも街路樹については施策を記載していく 形になるかと思います。

矢向委員 わかりました。

小木曽会長 資料3の説明は、こちらのほうはどういう感じになっていますか。

緑と公園係長 資料3の説明。先ほど説明の中では。

小木曽会長 これも一緒に議論するんですか。

緑と公園係長 はい。

小木曽会長 ほかに何かございますか。

緑と公園係長 市民アンケートについては11月頃を予定しているんですけれども、 主な質問内容について記載しておりますが、こういうことも聞いたほう がいいとかいうことがあれば、アンケート前の審議会はこれが最後にな りますので、ご意見をいただければありがたいと考えております。

小山副会長 小山です。これは記述式なんですか。それとも幾つか選択肢があって マークするような形のものですか。

緑と公園係長 事務局です。こちらは記述式ではなくて、選択肢があってそれに丸を つけていただく、あとはその他という形で、自由記載できる部分も盛り 込む形で考えています。

小山副会長 はい。小山ですが、そうすると例えば、「小金井らしい緑とは何ですか」というのも幾つか選択肢があって、そこから自分が小金井らしいと思うものに丸をつけるものになるのかなと思うんですけれども、そうするとそこに例えば農地というものが入ってくると、市民がどう考えているのかなと思います。先ほど生産緑地という話もありましたので、そこの考え方ですとか、策定のところに農業委員会がどう関わってくるかとかいうことも考えていったほうがいいのかなと思います。あと公園の利用状況なんかもここに入ってきていて、前につくっていただいた公園等の整備基本方針においても公園等の設置から公園協力金への転換を進めるように要綱等の改正も検討するということが書いてあったように、これから公園自体を小金井市としてこれから先どのような形をとっていく

のかということも視野に入れていったらいいのかなと思ったので、その ことだけコメントしておきたいと思います。

小木曽会長

ありがとうございます。

柏原委員

いいですか。私は小金井市の緑ということで2005年に、環境市民 会議という団体の中で小金井の緑を調査して、その次には公園調査をし ました。それは以前の審議会のときにもお話ししたことがあるんですが、 それで10年たって今年もう2019年なんですけれども、小金井市の 緑ということで、あくまでも素人です。今調査員がいなくて5人、4人 ぐらいでやっているんですけれども、その中で一番感じるのは住宅地に は緑が要らない、そういう人が本当に増えているんですよ。それをここ の中で調査していただきたいなと思います。私は中町4丁目に住んでい るんですけれども、結構広いお家があったのが、皆さんいろいろな事情 でお家を売られてほかに住まわれたり、例えば100坪あったお家のと ころに4軒とか5軒とか建っていってしまうんですね。中町4丁目とい うのは建ち上がったら即売れるという感じで皆さん買われていくんです けれども、あるのは砂利とコンクリート。そこにたまにお庭というか、 入り口にあったりしますけれども、そうすると草取りは嫌だ、何は嫌だ ということが出てくるんですが、マンションの場合はやむを得ないんで すけれども、戸建住宅の中での緑、それをどう考えているかというのは 一度調べたほうがいいんじゃないかなとすごく思います。ちょっとそれ だけお伝えしたいと思います。

緑と公園係長 事務局ですが、補足として、1,000平方メートル以上の開発行為 に関して、一戸建てが建つ場合に関しては20%緑化を東京都の条例で 義務づけております。ただ1,000平方メートル未満の戸建住宅の建 設になるとそのような規制がないので、特に緑化されないということも ありますので、1,000平方メートル以上は緑化を義務づける規定は 条例としてあります。

小木曽会長 柏原さん、ありがとうございます。

> 私も1つよろしいでしょうか。今のお話、とても重要だと私も思って いまして、先ほど審議会の中でも、各個人の住宅、保存樹木の話、丁寧 に保存して奨励金を与えて、できるだけ小金井市全体の公共緑地とあわ せて民地の緑も保存して、全体的な緑化を広げていくということだと思

うので、今みたいに個人の住宅の緑についてどう感じているのかとか、 ご自身はどう思うのかとか、どうしていきたいのとかいうアンケートは 非常に重要かなと思います。このアンケートの中にあるのかもしれませ んが、今これ見た感じではなくて、入れていただければいいかなと思い ます。

あと、最低宅地面積というのは小金井市は持たれているんですか。開発上の一番小さい宅地面積を都市計画で決めたりしますけれども、小金井市の場合はあるんですか。

緑と公園係長 最低は100平方メートルです。

小木曽会長 それが最低。

緑と公園係長 小金井市は第1種低層住居専用地域が大体65%を占めているんですけれども、そこは120平方メートルですね。

小木曽会長 わかりました。ありがとうございます。他は何かございますか。大丈 夫ですか。

> 時間ぎりぎりまでということで、あと12分ぐらいありますが、大体 出尽くしたようでございます。それでは最後に、ただいまの点以外でも 結構ですので、何かご意見等ございましたら。また、無いようでしたら 事務局から何かございましたらお願いいたしますが、皆さんこの場で、 せっかくなので、何か話しておきたいことがありましたらお願いしたい と思います。大丈夫でしょうか。

では、事務局から何かございましたらお願いいたします。

緑と公園係長 本日は大変貴重な時間を割いてご出席いただきましてありがとうございました。次回の審議会なんですけれども、おおむね2月ごろを予定しております。事前に日程を調整させていただいた上で決定いたしますので、またご協力お願いしたいと考えております。よろしくお願いいたします。本日はどうもありがとうございました。

小木曽会長 ありがとうございました。それでは、以上をもちまして令和元年度第 1回小金井市緑地保全対策審議会を終了いたします。お疲れさまでした。